

STEP 4

調査員はどんなことをするの？

調査員は、都道府県知事または市町村長によって任命された地方公務員です。
調査員は「調査員証」を携帯しています。



調査にご協力
願います。

9月上旬

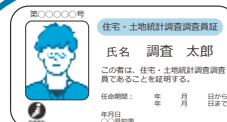
調査対象となる地区を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」（パンフレット）を配布します。

9月下旬

調査対象となった世帯を訪問し、調査票を配布します。
※調査対象世帯は、選ばれた世帯のみです。

10月上旬

調査への回答依頼および調査票の収集を行います。



POINT 個人の情報は守られます！

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。



利用制限

統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。



適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。

STEP 5

どうやって回答するの？

回答はインターネットのほか、調査票の郵送または調査員に提出する方法で回答します。

本調査では、**インターネットでの回答**をおすすめしています。パソコンのほか、スマートフォンなどでも回答できます。

POINT インターネットでの回答が便利です！

期間中はいつでも回答OK！

期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています！

不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



Check!

“かたり調査”にご注意ください！

「かたり調査」とは、国勢調査など、行政機関が行う統計調査であるかのような紛らわしい表示や説明をして、世帯などから個人情報などを詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にもつながりかねないので、ご注意ください。

